

秋田しんせい農業協同組合行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 7年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性職員・・・取得率を85%以上にする

<対策>

- 令和 2年 4月～ 男性も育児休業を取得できることを再周知するため、職場内ネットワークを活用、掲示する。
- 令和 2年 4月～ 産休申請時に、育児休業の取得を継続して推進する。

目標2：所定労働時間の削減および休暇取得を推進する。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 業務（事務）の積極的な見直しと時間外・休日労働の事前申請・命令の徹底により最小限の残業となるよう、管理者および職員に意識付けする。
- 令和 2年 4月～ 働き方改革に則し、管理者と職員の定期的な面談を通して、有給休暇の計画的な取得を促す。

目標3：インターンシップやトライアル雇用等を通じた若年者の安定就労の推進

<対策>

- 令和 2年 7月～ 受入れ部署の拡充等の検討
- 令和 2年12月～ 受入れの拡充を行う部署への説明及び体制作り
- 令和 3年 2月～ 関係機関、学校との連携
- 令和 3年 8月～ 管内高等学校との連携やハローワークからの情報提供により施設見学やインターンシップやトライアル雇用の受入れ開始